

個人情報取扱特記事項

乙が本委託業務を通じて取得する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この特記事項によらなければならない。

（従事者の監督）

- 第1 乙は、本委託業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条、第10条、第66条及び第67条の規定の内容を周知し、従事者から別記様式の誓約書の提出を受けなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。
- 3 乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第3により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（損害のために生じた経費の負担）

- 第2 本委託業務の履行に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合は、甲が負担するものとする。

（安全確保の措置）

- 第3 乙は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど、必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 第4 乙は、甲の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本委託業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本委託業務を行わなくなった後においても、同様とする。

（提供を受ける者に対する措置要求）

- 第5 乙は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、甲と協議の上その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人の情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

第6 乙は、その取り扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第7 乙は、本委託業務を行わなくなったときは、その取り扱う個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。）を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を受けたときは、甲の立ち会いの下に返還対象資料等を廃棄することができる。
- 3 前2項の規定は、乙が本委託業務を行う上で不要となった返還対象資料等について準用する。

(再委託の禁止等)

第8 受注者は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 条例第9条、第10条、第66条及び第67条の適用を受けることの説明
- (2) 必要かつ適切な監督

- 3 受注者が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、受注者自らの行為とみなし、これに対しては、受注者が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(取扱状況の報告等)

第9 乙は、甲に対し、甲、乙双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、甲が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。
- 3 甲は、乙に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第10 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したときは、この契約を解除することができる。

(安全確保上の問題への対応)

- 第11 乙は、本委託業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の安全確保に係る場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。
- 3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を甲と協力して講じなければならない。

別記様式

誓 約 書

私は、埼玉県立小児医療センター院内保育施設運営業務に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条（安全確保の措置）、第10条（従事者等の義務）、第66条及び第67条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本委託業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例の関係規定が適用されることを自覚し、本委託業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者 乙の名称

役 職

氏 名

年 月 日

説明を受けた者

(注) この場合における「従事者」とは、受注者の組織内において、受注者の指揮命令系統に属し、本件業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、受注者と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。

